

令和7年度 福祉・介護職員等処遇改善加算金の配分について

職員の皆様、日々の業務、本当にご苦労様でございます。

福祉・介護職員等処遇改善加算金の配分についてお知らせ致します。

処遇改善加算金が令和6年6月に一本化されたことに伴い、令和7年度は旧特定処遇改善加算金および旧ベースアップ等加算金に該当する処遇改善加算金を下記の通り分配致します。また、旧福祉・介護職員処遇改善加算についても配分対象者は介護職員に限らず対象部署の全ての職員を該当とします。

① 賞与 ② 職務手当：1カ月当たり 8,000 円を加算

③ 宿直手当：勤務1回につき 1,700 円を加算 ④ 夜勤手当：勤務1回につき 2,700～4700 円を加算

分配方法：

処遇改善加算の対象事業所に属する職員を(A)～(C)のグループに分け、これまでに支給していた処遇改善手当 (7,000 円)・給与改善手当 (5,500 円) に(A)～(C)のグループ毎に異なる手当を加えた金額を「処遇改善手当」と表記し毎月の手当として支給する。

該当職種：生活支援員・世話人・職業指導員・就労支援員

(A)：当法人での該当職種としての勤務が満5年経過かつ国家資格(介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士)のいずれかを保有している者、または国家資格を有する者でリーダー職の職務についている者やサービス管理責任者を現在行っている者

(B)：(A)以外の該当職種職員

(C)：該当職種以外の職員

*勤務年数に関するグループの変更は年度初めにのみ行うものとする。

*等級が管理職クラスの場合は(C)グループとする。

分配額：

(A)	20,000 円	+	7,000 円	+	5,500 円	→	<u>32,500 円</u>	
(B)	6,500 円	+	7,000 円	+	5,500 円	→	<u>19,000 円</u>	
(C)	3,000 円	+	7,000 円	+	5,500 円	→	<u>15,500 円</u>	(事務職員は <u>10,000 円</u>)

その他

・下記の介護職員等処遇改善加算の対象外部署は支給対象外とする

ほっと、収益事業八天堂きさらづ、法人本部

・非常勤職員についての処遇改善加算金は時給に含まれているため、毎月の手当としては支給しない。

令和7年4月15日
社会福祉法人かずさ萬燈会
理事長 渡邊 元貴